

1 調査の内容

(1) 調査の目的

本調査は、労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合の団体交渉の実態、労働争議の手續等の状況を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）による次に掲げる 16 大産業

- (ア) 鉱業，採石業，砂利採取業
- (イ) 建設業
- (ウ) 製造業
- (エ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (オ) 情報通信業
- (カ) 運輸業，郵便業
- (キ) 卸売業，小売業
- (ク) 金融業，保険業
- (ケ) 不動産業，物品賃貸業
- (コ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (サ) 宿泊業，飲食サービス業
- (シ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (ス) 教育，学習支援業
- (セ) 医療，福祉
- (ソ) 複合サービス事業
- (タ) サービス業（他に分類されないもの）

ウ 労働組合

上記イに掲げる産業に属する民営事業所における労働組合員数 30 人以上の労働組合（単位組織組合並びに単一組織組合の支部等の単位扱組合及び本部組合）のうちから一定の方法により抽出した約 4,900 労働組合

(3) 調査事項

ア 労働組合の属性に関する事項

- (ア) 企業内上部組織の有無
- (イ) 企業外上部組織（産業別組織）の有無
- (ウ) 企業外上部組織（地域別組織）の有無
- (エ) 労働組合の組織率

- (オ) 別組合の有無
- (カ) 労使協議機関の有無
- (キ) 苦情処理機関の有無

イ 団体交渉に関する事項

- (ア) 過去3年間における団体交渉の実施の有無、1年平均交渉回数、1回平均所要時間、交渉形態
- (イ) 過去3年間に団体交渉を行わなかった理由
- (ウ) 事項別過去3年間における話合いの種類、重視した話合いの種類
 - a 賃金に関する事項
 - b 労働時間に関する事項
 - c 雇用・人事に関する事項
 - d 安全衛生に関する事項
 - e 経営方針に関する事項
 - f 教育訓練
 - g 福利厚生
 - h 育児休業制度・介護休業制度
 - i 正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件
 - j 正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の活用
 - k 派遣労働者の活用
 - l 男女の均等取扱い
 - m 労働協約の解釈・疑義
- (エ) 企業組織の再編・事業部門の縮小についての最初の話合いの時期、時期に対する評価
- (オ) 企業組織の再編・事業部門の縮小に関する使用者側からの情報・資料提供の程度に対する評価
- (カ) 企業組織の再編・事業部門の縮小についての話合いに対する認識
- (キ) 企業組織の再編・事業部門の縮小についての話合いを通じての労働組合側の意見の反映の程度

ウ 労働争議に関する事項

- (ア) 過去3年間における労働争議の有無
- (イ) 過去3年間における争議行為、第三者機関の関与の状況
- (ウ) 過去3年間に争議行為のなかった理由
- (エ) 過去3年間に労働争議のなかった理由
- (オ) 争議行為開始の際の予告に関する取決めの有無、予告方法、予告期間及び予告内容

エ 労使間の諸問題の解決手段に関する事項

- (ア) 団体交渉の現状についての評価
- (イ) 労使協議機関での話合いの評価
- (ウ) 労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段

オ 労使関係についての認識

(4) 調査の時期

平成 24 年 6 月 30 日現在の状況について、平成 24 年 7 月 1 日から 7 月 20 日まで調査を行った。

(5) 調査の方法

都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員が調査対象労働組合に対し調査票を配布（一部郵送を含む）し、労働組合が調査票に記入した後、同職員が調査票を回収した（一部郵送を含む）。

(6) 調査機関

厚生労働省－都道府県労政主管課－労政主管事務所－調査対象労働組合

(7) 調査の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において集計を行った。

(8) 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数 4,891 有効回答数 3,147 有効回答率 64.3%

2 標本設計

労働組合の抽出は次のとおり行った。

(1) サンプルフレーム

本調査は、平成 23 年労働組合基礎調査結果より作成した労働組合リストをサンプルフレームとした。

(2) 抽出方法

ア 抽出方法は、労働組合を抽出単位とする層化一段抽出とした。

イ 層化基準は、産業、労働組合員数規模、労働組合の種類（単位労働組合・本部組合）とした。

(3) 目標精度

単位労働組合については、産業（16 区分）、労働組合員数規模（6 区分）別、本部組合については、産業（8 区分）、労働組合員数規模（3 区分）別に特定の属性を持つ労働組合の割合について、目標精度（信頼水準 68.3%）が 5%以内となるよう下記の算式により標本労働組合数を決定した。

$$S_i = \sqrt{\frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{P(1-P)}{n_i}}$$

S_i : 目標精度（比率の標準誤差）
 N_i : 母集団労働組合数
 n_i : 標本労働組合数
 P : 特定の属性を持つ労働組合の割合 (=50%)
 i : 産業、労働組合員数規模区分

3 達成精度

(1) 標準誤差

達成精度計算は、「過去3年間における団体交渉の有無別労働組合の割合」についての標準誤差 $\sqrt{\hat{V}(\hat{R})}$ を、下記の通り求めることにより行った。

$$\hat{V}(\hat{R}) = \frac{1}{N^2} \sum_{h=1}^L N_h (N_h - n_h) \left(\frac{\text{Var}(X_h)}{n_h} \right)$$

ただし、

$h = 1, \dots, L$: 層

n_h : 第 h 層における標本労働組合数

N_h : 第 h 層における母集団労働組合数

$$N = \sum_{h=1}^L N_h$$

$$\text{Var}(X_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (X_{hi} - \bar{X}_h)^2$$

$$\bar{X}_h = \frac{1}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}$$

X_{hi} : 第 h 層の第 i 労働組合における団体交渉の有無 (有 = 1, 無 = 0)

(2) 達成精度結果

達成精度の結果は、次の表の通りである（「過去3年間における団体交渉の有無別労働組合の割合」）。推計値を中心としてその前後に標準誤差の2倍の幅を取れば、その区間に全数調査から得られるはずの値（真値）が約95%以上の確率で存在すると考えてよい。

ア 単位労働組合

産 業	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調 査 産 業 計	66.6	1.2
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	67.3	3.4
建 設 業	51.9	3.2
製 造 業	71.5	2.7
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	36.4	2.6
情 報 通 信 業	65.0	1.8
運 輸 業 , 郵 便 業	68.8	3.0

卸売業，小売業	66.7	4.0
金融業，保険業	39.6	4.4
不動産・物品賃貸業	60.3	4.1
学術研究，専門・技術サービス業	73.2	2.8
宿泊業，飲食サービス業	89.4	1.8
生活関連サービス業，娯楽業	70.6	2.9
教育，学習支援業	71.8	3.2
医療，福祉	71.2	3.1
複合サービス事業	82.2	2.5
サービス業(他に分類されないもの)	69.4	3.1

イ 本部組合

産 業	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調 査 産 業 計	80.7	1.8

ウ 単位労働組合と本部組合の計

産 業	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調 査 産 業 計	67.5	1.2

4 調査結果利用上の注意

- (1) 本調査は標本調査であるので、母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- (2) 統計表に用いている符号は次のとおりである。
 - ア 「0.0」は、表章単位数値未満のものを示す。
 - イ 「-」は、該当数値がないものを示す。
 - ウ 「・」は、項目があり得ないものを示す。
 - エ 「…」は、上記以外で数値がないもの、又は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
 - オ 数値の右に「*」が付されているものは、分母となるサンプル数が1以上3未満のものを示し、統計の精度に問題があるため、利用する際は注意を要する。

- (3) 統計表等の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、項目の和が計の数値に合わないことがある。
- (4) 「Ⅱ 調査結果の概要」の本文は原則として単位労働組合について記載している。
- (5) 前回平成 19 年調査は、単位労働組合のみが対象で、本部組合は対象としていなかったため、時系列比較の際には注意を要する。

